



埼玉県報

第381号
令和5年(2023年)
1月24日
火曜日

目次

告示

- 軽油引取税免税証の無効告示（税務課）
- 令和4年10月から12月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道中井松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 庄和浄水場排水処理施設運転管理業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 行田浄水場排水処理施設運転管理業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 新三郷浄水場排水処理施設運転管理業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 大久保浄水場監視制御システム点検業務委託に関する契約の相手方等の公示（水道管理課）
- 新三郷浄水場監視制御システム点検業務委託に関する契約の相手方等の公示（水道管理課）

告示

埼玉県告示第五十号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和五年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇㊦	03C136385 03C136454	七十	船舶	令和四年五月十三日 令和四年十月三十一日
一〇〇㊦	03G109134 03G109147 03G109152	八	船舶	令和四年五月十三日 令和四年十月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
千葉県銚子市潮見町十五番地				
株式会社銚子マリーナ				
免税証を交付した事務所				
埼玉県自動車税事務所				
亡失年月日				
令和四年十一月一日				

告 示

埼玉県告示第五十一号

令和四年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和五年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第五十二号

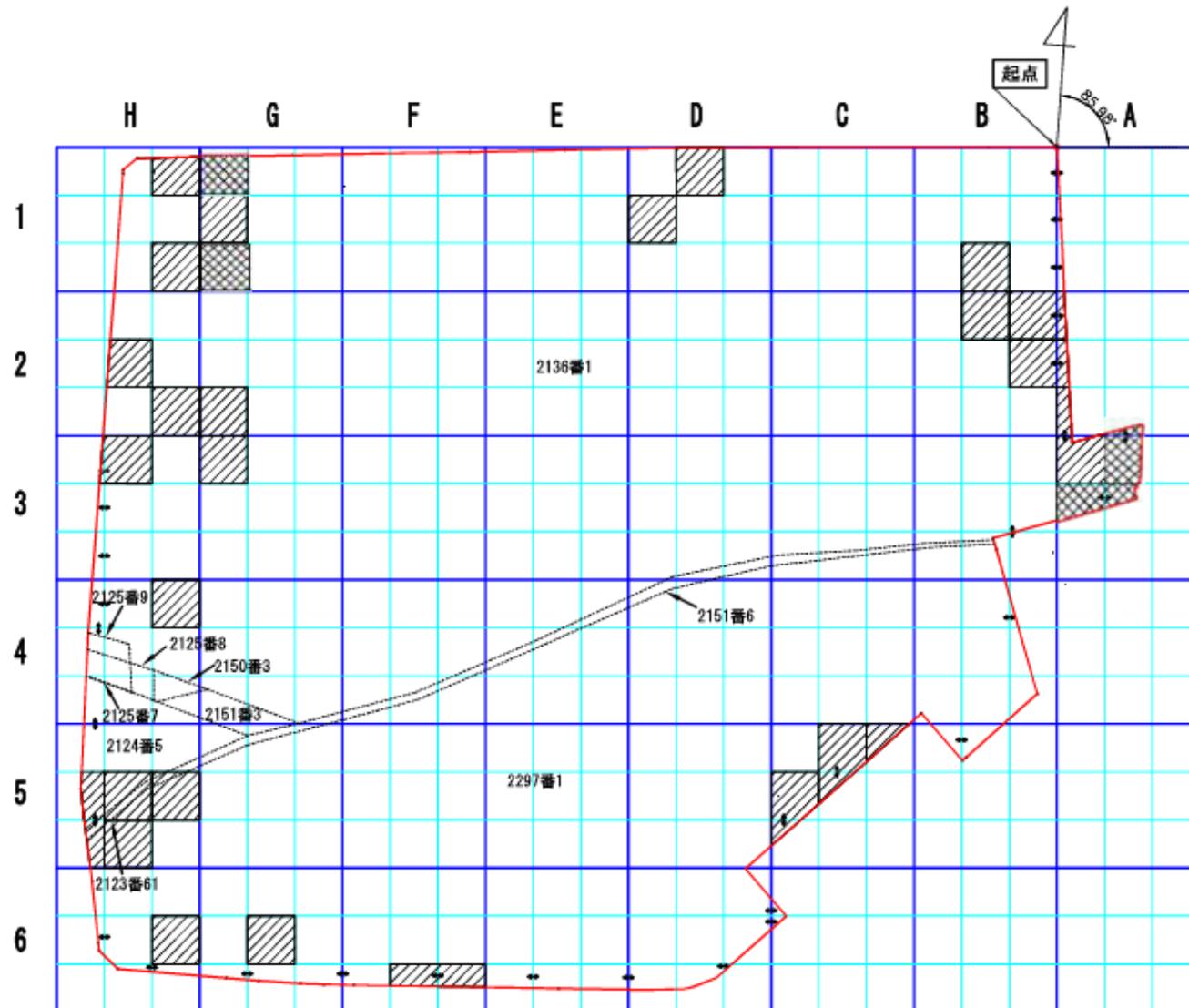
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年埼玉県告示第三百十四号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和五年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県本庄市南二丁目二千百三十六番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



起点
 起点は埼玉県本庄市南二丁目
 2136番1の最北端とする

格子の回転角度 85.98°

▨ 形質変更時要届出区域に
 指定されている区画

— 敷地境界

- - - 地番境界

A

1	2	3
4	5	6
7	8	9

1

▩ 形質変更時要届出区域を
 解除する区画

告 示

埼玉県告示第五十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第四百六十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和五年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

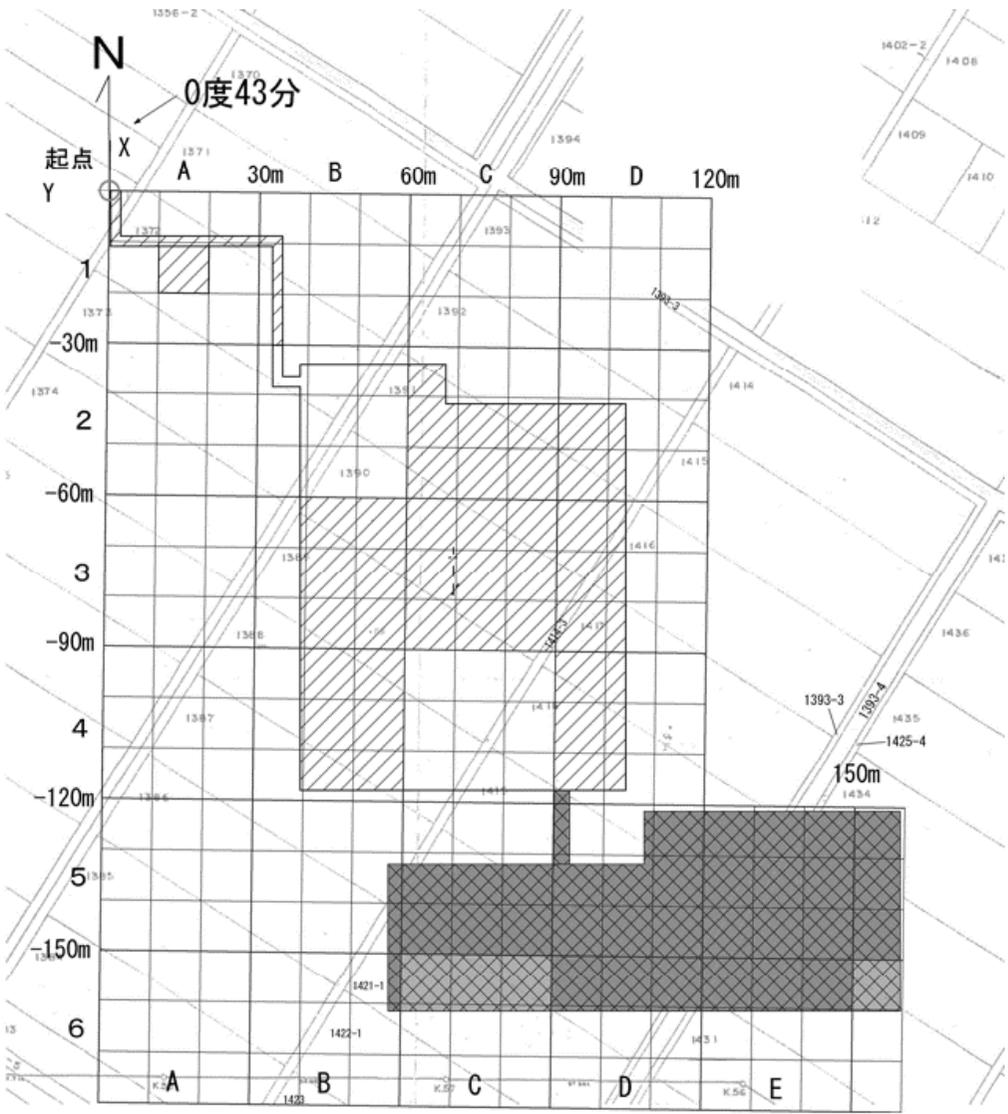
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千四百二十番の一部、千四百二十一番一の一部、千四百三十二番の一部及び千四百三十三番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
なし

起点
 起点は、桶川市大字小針領家
 字堤内1354番地内の座標
 (世界測地系)
 X=2906.328, Y=-21837.935

格子の回転角 0度43分
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた
 線により構成される格子を、起点を支点に
 右方向に回転させた角度を示す。

凡例

-  : 形質変更時要届出区域
-  : 自然由来特例区域
-  : 自然由来特例区域に指定する区域
-  : 形質変更時要届出区域を解除する範囲
-  : 地番境界



告 示

埼玉県告示第五十四号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五十五号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四三―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角字下西ヶ谷八百番一外十一筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千百九十八・七四二立方メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

中井松伏線	路線名
吉川市大字上笹塚字苗間通一番一地先から 同市大字川藤字前新田三五六四番一地先まで	供用開始の区間
令和五年二月一日	供用開始の期日
令和三年一月八日付け 埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第一号で告 示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長四二・六〇メートル	備考

告 示

埼玉県公営企業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年一月二十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

1 購入等案件名及び数量

022庄委第7-1号庄和浄水場排水処理施設運転管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県庄和浄水場総務部総務担当 埼玉県春日部市新宿新田100番地

3 落札者を決定した日

令和4年12月21日

4 落札者の氏名及び住所

月島テクノメンテサービス株式会社 東京支社東日本営業部

東京都江東区佐賀1丁目3番7号

5 落札金額（税込）

93,060,000円

6 落札者を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年11月15日

告 示

埼玉県公営企業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年一月二十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等案件名及び数量
022行委第7-1-1号行田浄水場排水処理施設運転管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県行田浄水場総務部総務担当 埼玉県行田市小針1632番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
月島テクノメンテサービス株式会社 東京支社東日本営業部
東京都江東区佐賀1丁目3番7号
- 5 落札金額（税込）
95,040,000円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年11月15日

告 示

埼玉県公営企業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年一月二十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等案件名及び数量
022新委第7-1号新三郷浄水場排水処理施設運転管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当 埼玉県三郷市南蓮沼1番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
メタウォーターサービス株式会社 事業推進本部 東日本営業部
東京都千代田区神田須田町1丁目25番地
- 5 落札金額（税込）
86,020,000円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年11月15日

告 示

埼玉県公営企業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年一月二十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等案件名及び数量
022大委第2-2号大久保浄水場監視制御システム点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県大久保浄水場総務部総務担当 埼玉県さいたま市桜区宿 618
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
メタウォーター株式会社 さいたま営業所
埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目38番1号
- 5 契約金額（税込）
37,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県公営企業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年一月二十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等案件名及び数量
022新委第2-4-1号新三郷浄水場監視制御システム点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当 埼玉県三郷市南蓮沼1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年12月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社正興電機製作所 さいたま営業所
埼玉県さいたま市浦和区常盤2丁目2番11号
- 5 契約金額（税込）
45,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当